

松下幸之助記念財団 研究助成
研究報告

(MS Word データ送信)

【氏名】

関口洋平

【所属】(助成決定時)

京都大学大学院教育学研究科 博士後期課程

【研究題目】

ベトナムの大学における新類型「私塾大学」の実験：営利高等教育機関としての可能性と課題

【研究の目的】(400字程度)

近年、高等教育において市場化が急速に進展しつつあるベトナムでは、私塾大学という新たな大学類型が生まれてきている。1986年にドイモイ政策が打ち出されて以降、ベトナムの民営高等教育セクターには「民立」大学が存在していた。しかし、2005年以降、民営セクターには民立大学に加えて新たに私塾大学が誕生することになったのである。では民立大学と私塾大学ではどのように異なるのだろうか。これら2つの大学類型の相違性を念頭に置いて私塾大学をみると、私塾大学の組織構造を規定する政府文書において、私塾大学は株主総会を有すると規定され、この点で私塾大学は、株式を発行できると同時に営利性を有する実験的な大学類型としてとらえることができる。そこで本研究では、私塾大学に焦点をあてながら、民立大学に加え従来の公立大学を比較対照とした管理運営の側面における実態的検討を通じて、私塾大学の誕生の背景・特質とそれを受容するベトナム高等教育のありようを明らかにする。

【研究の内容・方法】(800字程度)

上述の目的を達成するために、本研究では大きく①ベトナムの高等教育システムに関する制度的検討、および②高等教育機関運営上の特色に関する実態調査・分析をおこなった。具体的には次に示す通りである。まず、①高等教育システムの制度的検討については、ハノイ市に位置し、教育訓練省のシンクタンクである教育科学院の附属図書館において資料収集を主としておこない、統計資料、各種法規、新聞(tuoi tre, giao duc va thoi doai)などからベトナム高等教育の変容と現状、ならびに私塾大学の位置づけについて分析をおこなった。とりわけ私塾大学設置の背景については、各種新聞から私塾大学設置の必要性や改革の背後にある国際関係に関していかなる議論が生じていたかに焦点を絞り情報を収集した。また制度的枠組みを確認する作業として、高等教育制度の全体像に関して「高等教育法(2013年1月1日施行)」を手がかりに整理をおこなった。次に②高等教育機関運営上の特色に関する現地調査・分析については、調査時期を第Ⅰ期(2012年11月13日~24日)と第Ⅱ期(2013年2月16日~25日)に分け、主として私塾大学を対象に運営の実態に関する聞き取り調査をおこなうとともに、資料の収集(大学紀要など)を実施した。具体的には、第Ⅰではホーチミン市を調査地とし、ヴァンラン民立大学、フンヴォン私塾大学、RMIT、ドンナム高等教育機関群(日越大学、ドンナム経済技術短期大学)、ホーチミン市国家大学の各機関を訪問し、機関運営における共産党との関係の有無、開設専攻、学位授与における機関の自律性について聞き取り調査をおこなった。第Ⅱ期では、ハノイ市を調査地とし、私塾大学の補足的調査としてタンロン大学を主たる対象とした。以上の調査で得られた成果に関して、教育科学研究所高等教育局長と意見交換をおこない、調査結果の考察をした。

【結論・考察】(400字程度)

こうした研究を通じて、具体的に明らかになったのは次の3点である。まず第1に、私塾大学が制度設計された背景として、WTO・GATSをはじめとする新自由主義的改革手法にベトナム民営高等教育は影響を受け、教育をサービスとして捉える営利性を備えた大学類型である私塾大学が現れるとともに、公立大学に対しても「大学の企業化(co phan hoa)」議論が生じていたことが明らかになった。第2に、2012年に制定された高等教育法では私塾大学の利益追求に上限が定められつつも、現状としては営利型と非営利型の2つのタイプの私塾大学が存在しており、後者においても私塾大学が営利性を伴う教育活動を多様に展開してきている実態が明らかになった。ただし第3に、こうした活動は政府のお墨付きのもとでいくつかの公立大学でも展開されており、ベトナム高等教育全体として高等教育の市場化・商業化が進展しつつあることが明らかになった。